

1 用語の定義及び基本的な要件

<定額制>人員に基づき算定

- ・使用者がおおむね当該便所の設けられている建物に居住する場合

<従量制>収集量に基づき算定

- ・使用者がおおむね当該便所に設けられている建物に居住していない場合
- ・使用者の数が不確定である場合
- ・その他人数により算定し難い場合
- ・簡易水洗式便所
- ・多積雪や市内遠方など定期的な収集が困難な地域

2 徴収期間

2箇月ごとの6期に分けて徴収

期	定額制	従量制
1	2月・3月	1/16～3/15
2	4月・5月	3/16～5/15
3	6月・7月	5/16～7/15
4	8月・9月	7/16～9/15
5	10月・11月	9/16～11/15
6	12月・1月	11/16～1/15

* 請求は、対象となる期の翌月下旬に納入通知書を送付します。

* 口座振替の利用の場合は、納期限の日（休祝日の場合は翌営業日）に振り替えます。

3 従量制の料金算定に係る留意点（収集量の算定期間）

○納入通知書「し尿収集量」月分の期間

（例）1期（2月分・3月分）

2月分：1/16～2/15

3月分：2/16～3/15

○月ごとの収集量の算定例<納入通知書「し尿収集量」月分の掲載内容>

（例1）2/12、3/14に各20L収集した場合

1期分（1/16～3/15）の請求は、

・2月分（1/16～2/15）：20L

・3月分（2/16～3/15）：20L

（例2）7/16、8/15、9/16に各20L収集した場合

4期分（7/16～9/15）の請求は、

・8月分（7/16～8/15）：40L（20L+20L）

・9月分（8/16～9/15）：0L

* 9/16（20L）収集分は、5期分で請求

4 その他注意点

- ・浄化槽便所については、収集の対象外となります。